

令和6年度
住むなら北九州 定住・移住推進事業
(社宅建設応援メニュー)
補助申請要領

【本事業に関する問合せ窓口・書類の提出先】

名称：北九州市 建築都市局 住宅部 住宅計画課

住所：〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1 (北九州市役所本庁舎14階)

電話：093-582-2592

受付：月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)

ホームページ：住むなら北九州 定住・移住推進事業のページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/07400239.html>

【注意事項】

- 社宅建設応援メニューをご検討の企業のご担当の方は、まず、上記窓口迄お問合せください。
- 市との協議が整い、申請する場合の最初の手続きである補助金交付対象者認定申請(手続1)の提出は、社宅の建設又は購入に係る契約締結の前に棟毎で行ってください。
- 補助金交付申請(手続2)の提出は、社宅の建設又は購入後1年以内かつ、従業員が転入又は転居した後に、棟毎にまとめて1度で申請してください。住戸単位で複数回に分けての申請はできません。
- 補助金請求(手続3)の提出は、市からの「補助金交付決定(兼額確定)通知書」受取後、速やかに(補助金交付決定(兼額確定)通知書の日付の年度内)行ってください。
- 提出書類は必ず控えのコピーをとり、お手元に保管してください。
- 書類の提出方法は、窓口に持参又は郵送のみとします。

目 次

| | | |
|---|---------------------------|-------|
| 1 | はじめに | |
| | (1) 制度の概要 | 2 |
| | (2) 手続の流れ | 2 |
| 2 | 補助申請の要件 | |
| | (1) 対象企業について | 3 |
| | (2) 対象社宅について | 4 |
| | (3) 補助金額について | 5 |
| | (4) 社宅の工事請負契約等の時期について | 5 |
| 3 | 申請の手続 | |
| | (1) 補助金交付対象者認定申請について(手続1) | 6 |
| | (2) 補助金交付申請について(手続2) | 7 |
| | (3) 補助金請求について(手続3) | 8 |
| 4 | Q&A集 | 9 |
| 5 | 街なかの区域について | 11~16 |

1. はじめに

(1) 制度の概要

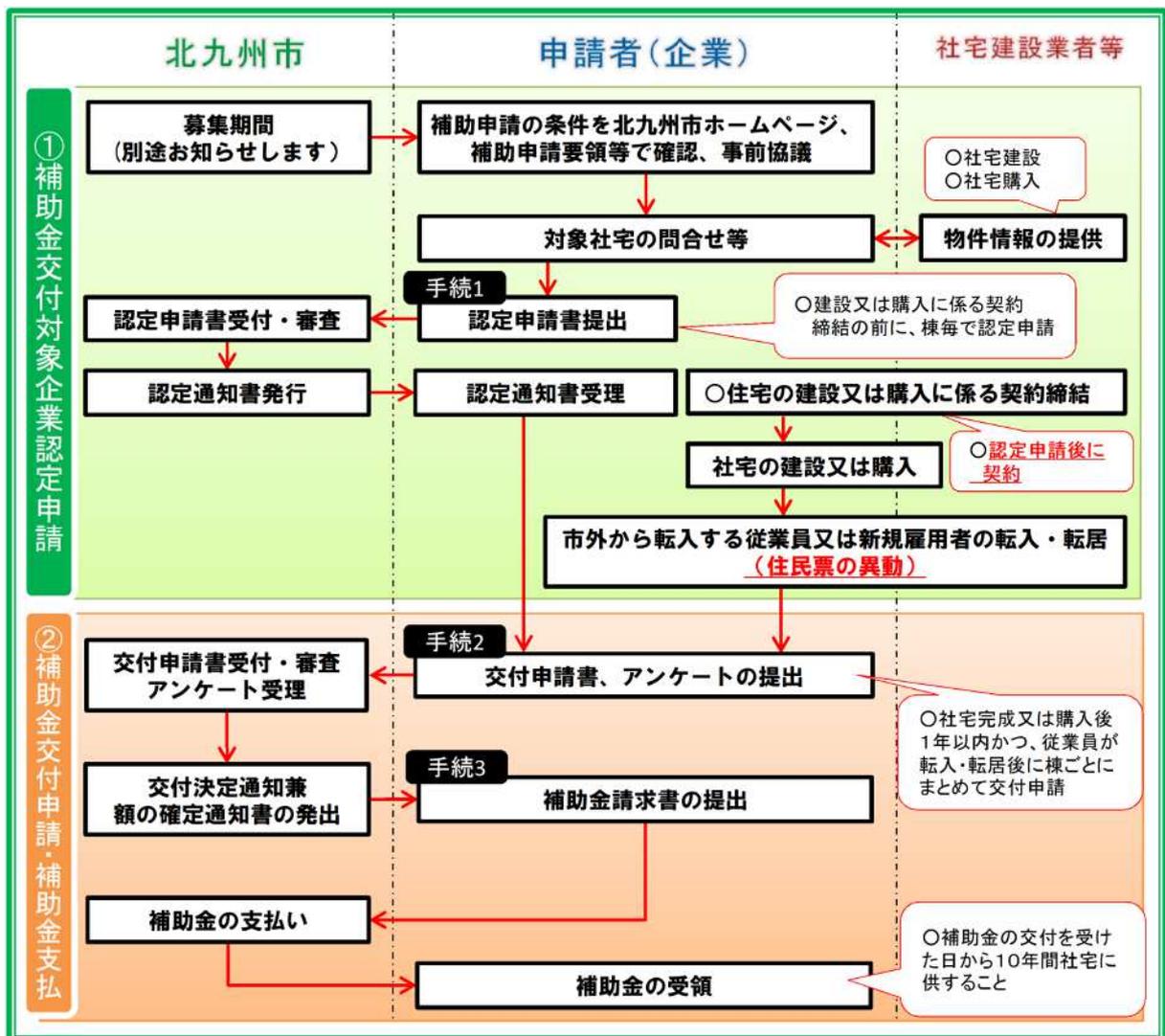
北九州市では、市外から転入する従業員等のために市内に社宅を建設又は購入しようとする企業を応援するため、「住むなら北九州 定住・移住推進事業（社宅建設応援メニュー）」を実施しています。

この制度は、市外から転入する従業員や、市内等に新設した事業所等の新規雇用者のため、市内に良質な社宅を新設する企業に対し、社宅の建設又は購入に係る費用の一部を補助するものです。

(2) 手順の流れ

本事業の手順の流れは以下の通りです。本事業を申請しようとする方（以下「申請者」）は、「手順1～3」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。

申請者は、社宅の建設又は購入に係る契約の締結前に、まず補助金交付対象者認定申請（手順1）を（棟毎に）行ってください。補助金交付申請（手順2）、及び補助金請求（手順3）は、建設又は購入が完了し、従業員や新規雇用者が住民票を異動した後に行ってください。



【重要】

申請者は、社宅の建設又は購入に係る契約を締結する前に、必ず補助金交付対象者認定申請（手順1）を（棟毎に）行う必要があります。契約締結後に本事業の申請をすることはできませんのでご注意ください。

2 補助申請の要件

(1) 対象企業について

次の①～⑤をすべて満たす企業が対象となります。なお、要件となる基準日は補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」といいます）日^{*1}となります。

①次のいずれかに該当する者。

ア 市外から転入^{*8}する従業員^{*3}の居住に供するための良質な社宅^{*2}を建設又は購入した者。

イ 市内又は本市近郊^{*5}に事業所等^{*6}を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用者^{*7}の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者。

②法人格を有すること。（但し国、地方公共団体及びその他関係機関は除きます。）

③破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

④本市における市税の滞納がないこと。

⑤暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

【重要】用語の定義は以下の通りです。

※1 認定申請日

書類持参の場合は持込み日、郵送の場合は郵便局の消印日となります。

※2 良質な社宅

次ページの「(2) 対象社宅について」をご覧ください。

※3 従業員

社宅建設支援メニュー補助対象者に雇用されている者で、社宅建設支援メニュー補助対象住戸（以下「社宅建設支援対象住戸」という。）に転入する方をいいます。

※4 社宅建設支援対象住戸

次ページの「(2) 対象社宅について」をご覧ください。

※5 本市近郊

直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、福智町、下関市をいいます。

※6 事業所等

企業が事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいいます。

※7 新規雇用者

事業所等の操業開始の日の前後1年間に、事業所等に新たに勤務することになった転入時39歳以下の雇用者で社宅建設支援対象住戸に転入又は転居する者をいいます。

※8 転入

申請者が北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

※9 転居

申請者が北九州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

(2) 対象社宅について

良質な社宅^{※1}のうち、街なかの区域（P.11～16を参照）内に所在する住宅が対象となります。なお、単身者用の社宅については、市街化区域及び、市街化調整区域で地区計画等により単身社宅建設が可能な区域に所在する場合も対象となります。

対象社宅のうち、補助対象住戸は、用語の社宅建設支援対象住戸^{※2}でご確認ください。
なお、要件となる基準日は認定申請日となります。

⇒認定申請を行う前に、下記要件に該当する社宅であるか、必ず確認するようにしてください。

【重要】用語の定義は以下の通りです。

※1 良質な社宅

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舎で、次のアからケの全ての要件を満たすものをいいます。

ア 市内において企業が自ら運営し、かつその従業員及びその家族の住居用に建設又は購入するものであること。

イ 一棟あたり20戸以上であること。

ウ 新築（新たに建設又は購入された社宅で、まだ人の居住の用に供したことがなく、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）であること。

エ 社宅建設にあたり、周辺環境に配慮したものであること。

オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がないものであること。

カ 国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。

キ 補助金の交付を受けた日から10年以上社宅に供すること。

ク 1戸あたりの住戸専用面積（バルコニー、共用部分は除く）は、世帯人員1人の場合25㎡（居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18㎡）以上とし、世帯人員2人以上の場合30㎡以上とする。

ケ 2（1）①イの「市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者」を適用する場合、社宅の工事請負契約等を別に定める期間に行うこと。

⇒次ページの「（4）社宅の工事請負契約等の時期について」をご覧ください。

※2 社宅建設支援対象住戸

次の全ての要件を満たす従業員又は新規雇用者が居住する住戸をいいます。

ア 転入又は転居後、原則2年以上居住することができる者。なお、転勤等で2年以内に居住する者が変更となる場合は、補助対象者は新たな従業員又は新規雇用者の入居に努めること。

イ 本市における市税の滞納がないこと。

ウ 暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(3) 補助金額について

補助金の交付額は、次のとおりです。

①世帯人員2人以上世帯の場合は、1補助対象住戸あたり50万円

②世帯人員1人の場合は、1補助対象住戸あたり15万円

を補助します。

ただし、補助金の交付は、1補助対象企業1年度あたり100戸を上限とします。

(4) 社宅の工事請負契約等の時期について

前ページの別に定める期間は、以下の要件全てを満たすこととします。

①社宅の着手（建設又は購入の契約）を行う前に事業所等の着手（建設又は購入の契約）を行うこと。

②社宅の着手（建設又は購入の契約）は、事業所等を新設又は増設した後、2年を越えないこと。

③事業所等の新設又は増設は、補助金交付申請迄に完了すること。

3 申請の手続

(1) 補助金交付対象者認定申請について（手続1）

申請者は、補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」）する前に、必ず、下記市窓口と事前協議をお願いします。

市との協議が整い次第、社宅の建設又は購入の契約締結前に①～②に従って、認定申請を棟毎に行ってください。この際、必ず認定申請前に補助申請要件をご確認ください。

①提出書類

本市ホームページから指定の様式をダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設応援メニュー
補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設応援メニュー
補助要件チェックリスト
⇒補助要件に適合しているか確認してください。
- 3) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設応援メニュー
補助金交付対象者認定申請書【様式第25号】
- 4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（コピー不可）
⇒法人格を有すること、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの確認のため、提出をお願いします。
- 5) 市税証明（法人）（コピー不可）
⇒本市における市税の滞納がないことの確認のため、提出をお願いします。
- 6) 事業所等の着手を確認できる書類
⇒「市内又は本市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇
用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者」を適用される場合、提
出してください。
例）事業所等の建設又は購入の契約書の写し 等

②提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1（北九州市役所本庁舎14階）

【重要】

- 1 認定申請は社宅の建設又は購入の契約締結前にしか行うことができません。
- 2 必ず補助申請の要件に該当することを事前に確認し、認定申請を行ってください。
補助金交付申請の際に、補助申請の要件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を
交付することができません。
- 3 補助対象住戸は、社宅建設支援対象住戸です。社宅の全建設戸数とは限りませんのでご
注意ください。
- 4 10年以上社宅として使用できない場合は、本制度を利用できません。
- 5 申請の手続で押印頂く申請者の印鑑は、法人印鑑（印鑑登録されたもの）でお願いしま
す。また、申請手続きにおいて全て同じ印鑑を押印してください。（認印は不可）
- 6 認定申請は棟ごとまとめて行い、一つの認定申請につき、対象となる住戸は100戸を
上限とします。

(2) 補助金交付申請について（手続2）

申請者は、良質な社宅の建設又は購入が完了し、従業員や新規雇用が対象住戸へ住民票を異動した後、①～③に従って、補助金交付申請（以下「交付申請」）を行ってください。

①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要な書類を添えて提出してください。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設応援メニュー
補助金交付申請書（兼実績報告書）類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設応援メニュー
補助金交付申請書（兼実績報告書）【様式第28号】
- 3) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設応援メニュー
補助対象住戸に居住する従業員又は新規雇用者に関する調書【様式第29号】
- 4) 様式第29号に記載の従業員又は新規雇用者の転入又は転居後の住民票の写し
（コピー不可）
⇒世帯人員が2人以上の場合は、世帯全員の住民票を提出してください。
- 5) 様式第29号に記載の従業員又は新規雇用者の本市における市税証明（個人）
（コピー不可）
⇒市外からの転入者で該当がない場合は不要です。
- 6) 事業所等の完成を確認できる書類
⇒「市内又は本市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇
用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者」を適用される場合、提
出してください。
例）建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し 等
- 7) 社宅の建設工事請負契約書又は譲渡契約書の写し
- 8) 社宅の完成を確認できる書類
⇒例）建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し 等
- 9) 社宅の配置図及び各階平面図
⇒配置図は敷地面積と建物の配置がわかるもの、各階平面図は住戸専用面積が確認でき
るものを提出してください。
- 10) 社宅の竣工写真（建物全体がわかるもの）
- 11) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設応援メニューに係る誓約書
【様式第30号】
- 12) 住むなら北九州 定住・移住推進事業（社宅建設応援メニュー）に係るアンケート
- 13) 他の補助制度と併用しない旨の確認書

②提出期限など

交付申請は、「社宅の完成後、従業員や新規雇用者が対象住戸へ住民票を異動した後」及び
「社宅の完成後、1年以内」に行ってください。

③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1（北九州市役所本庁舎14階）

【重要】

- 1 交付申請は住宅の建設等が完了し、従業員や新規雇用者が対象住戸へ住民票を異動した
後にしか行うことができません。

- 2 交付申請は社宅の建設又は購入後、1年以内に行ってください。
- 3 一つの認定につき、複数回の交付申請はできません。
- 4 補助金の交付は、1補助対象企業1年度あたり100戸が上限です。
- 5 補助金交付対象者認定通知を受けた方であっても、交付申請の際に、補助申請の要件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
- 6 申請の手続で押印頂く申請者の印鑑は、法人印鑑（印鑑登録されたもの）をお願いします。また、申請手続きにおいて全て同じ印鑑を押印してください。（認印は不可）

（3）補助金請求について（手続3）

申請者は、補助金交付決定通知書（兼額確定通知書）を受け取った後、①～③に従って補助金の請求手続きを行ってください。

①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要な書類を添えて提出してください。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支応援メニュー
補助金交付請求書類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付請求書【様式第9号】
- 3) 北九州市会計規則による請求書兼領収書（雑用）

②提出期限

補助金交付決定（兼額確定）通知書の日付の年度内に提出してください。補助金交付決定（兼額確定）通知書を受理した後、速やかに補助金請求を行ってください。

③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市都市戦略局住まい支援室

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1（北九州市役所本庁舎13階）

【重要】

- 1 提出期限までに補助金の請求書を提出していただけない場合は、補助金を交付することができません。
- 2 申請の手続で押印頂く申請者の印鑑は、法人印鑑（印鑑登録されたもの）をお願いします。また、申請手続きにおいて全て同じ印鑑を押印してください。（認印は不可）

Q1 募集戸数、募集期間はありますか？

A1 募集戸数は設定していません（ただし、補助金の交付にあたり、1補助対象企業1年度あたり100戸迄との上限はあります。）。制度開始後、企業の方からのご相談により、市との協議が整えば、認定申請していただくことになります。

Q2 認定申請はいつの時期にすればいいですか？

A2 社宅の建設又は購入の契約前に申請してください。

Q3 補助対象住戸（社宅建設支援対象住戸）は市外から転入した従業員の住戸のみですか？

A3 市外から転入した従業員の住戸は対象となります。例えば、社宅を50戸建設し、そのうち30戸が市外から転入した従業員の住戸の場合、30戸が補助対象となります。また、市内又は本市近郊に事業所等を新たに新設・増設することにより生まれる新規雇用者の住戸については、市外からの転入に加え、市内から市内へ転居する場合も補助対象となります。

Q4 単身向けの社宅ですが、住戸専用面積が世帯人員2人以上基準の30㎡以上あるので、戸あたり50万円の補助金が適用できますか？

A4 社宅の要件だけでなく、従業員等の入居者の要件もあるため、単身向け社宅の場合、戸あたり15万円の補助金が適用されることになります。

Q5 単身者用の社宅ですが、計画地が街なかの区域ではありませんので対象外ですか？

A5 単身者用の社宅については、市街化区域及び、市街化調整区域で地区計画等により単身社宅建設が可能な区域に所在する場合も対象となります。

Q6 中古の建物を購入し社宅として利用する場合、制度の対象となりますか？

A6 対象となりません。新たに建設又は購入された社宅で、まだ人の居住の用に供したことなく建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものが対象となります。

Q7 事業所等について、何平方メートル以上などの面積要件はありますか？

A7 面積要件は特にありません。

Q8 認定申請をして認定通知を受けたら補助金は確実にもらえますか？

A8 認定申請は、補助金の交付対象者であることを認定するものであり、補助金の交付を確約するものではありません。また、交付申請の審査において、補助金の交付対象者でない又は対象住宅でないこと等が発覚した場合は、補助金を交付ができなくなります。

Q9 交付申請はいつの時期にすればいいですか？

A9 交付申請は、「社宅の完成後、従業員や新規雇用者が対象住戸へ住民票を異動した後」及び「社宅の完成後、1年以内」に行ってください。

Q10 認定通知を受けた後に社宅の計画が変更になり、補助対象戸数（社宅建設支援対象戸数）に変更が生じる場合、交付申請することはできますか？

A10 交付申請することは可能です。ただし、認定申請の際に申請した補助対象戸数（社宅建設支援対象戸数）を上限として補助金を交付することとなります。

Q 1 1 社宅入居者の入居時期がばらばらなので、交付申請は、複数回に分けて行ってよいですか？

A 1 1 補助対象住戸単位で複数回に分けての申請はできません。棟毎にまとめて1度での交付申請となります。

Q 1 2 申請者又は対象社宅の要件に関する基準日はいつになりますか？

A 1 2 認定申請日となります。

Q 1 3 「社宅の完成」はいつのことですか？

A 1 3 検査済証の交付をもって完成とし、その発行日を完成日とします。

5 街なかの区域について

街なかの区域に含まれる町名は以下のとおりです。ただし、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づき指定されている市街化調整区域及び工業専用地域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定されている土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は対象外とします。

【門司区】

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 泉ヶ丘 | 下二十町 | 畑田町（※） |
| 稲積1～2丁目 | 下馬寄 | 浜町 |
| 梅ノ木町 | 社ノ木1～2丁目 | 羽山1丁目 |
| 老松町 | 庄司町 | 原町別院 |
| 大久保1～3丁目 | 白野江1～4丁目 | 東新町1～2丁目 |
| 大字大積 | 新開 | 東本町1～2丁目 |
| 花月園 | 新原町 | 東馬寄 |
| 風師1丁目 | 大里新町 | 東港町 |
| 春日町 | 大里戸ノ上1～3丁目 | 東門司1～2丁目 |
| 片上海岸 | 大里原町 | 光町1丁目 |
| 上本町 | 大里東1～4丁目 | 広石1丁目 |
| 上馬寄1～3丁目 | 大里東口 | 藤松1～3丁目 |
| 大字吉志 | 大里本町1～3丁目 | 不老町1～2丁目 |
| 吉志1～4丁目 | 大里桃山町 | 別院 |
| 吉志新町1～3丁目 | 高砂町 | 法師庵 |
| 旧門司1丁目 | 高田1～2丁目 | 本町 |
| 清滝1～5丁目 | 谷町1～2丁目 | 松原1～3丁目 |
| 清見1～4丁目 | 田野浦1～2丁目 | 丸山1～2丁目 |
| 葛葉1～3丁目 | 恒見町 | 丸山吉野町 |
| 大字黒川（※） | 長谷1～2丁目（※） | 緑ヶ丘 |
| 黒川西1、3丁目 | 中二十町 | 港町 |
| 黒川東1～2丁目 | 中町 | 南本町 |
| 黄金町 | 鳴竹1～2丁目 | 柳原町 |
| 小松町 | 西海岸1～3丁目 | 柳町1～4丁目 |
| 小森江2、3丁目 | 錦町 | 矢筈町 |
| 栄町 | 西新町1丁目 | |
| 寺内2丁目 | 大字畑 | |

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住まい支援室 電話：093-582-2288）
にお問い合わせください。

【小倉北区】

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 青葉1～2丁目 | 熊谷4～5丁目 | 高峰町 |
| 赤坂1、5丁目 | 熊本1～4丁目 | 豎林町 |
| 浅野1～3丁目 | 黒住町 | 豎町1～2丁目 |
| 朝日ヶ丘 | 黒原3丁目 | 田町 |
| 足原1～2丁目 | 黄金1～2丁目 | 常盤町 |
| 愛宕1～2丁目 | 米町1～2丁目 | 中井1～5丁目 |
| 足立1丁目 | 小文字1丁目 | 中井口 |
| 泉台1～3丁目 | 紺屋町 | 中井浜 |
| 板櫃町 | 菜園場1～2丁目 | 中島1～2丁目 |
| 井堀1～3丁目 | 堺町1～2丁目 | 中津口1～2丁目 |
| 今町1～2丁目 | 三郎丸1～3丁目 | 長浜町 |
| 鑄物師町 | 重住3丁目 | 西港町 |
| 魚町1～4丁目 | 篠崎1～2、5丁目 | 萩崎町 |
| 宇佐町1～2丁目 | 下到津1～5丁目 | 馬借1～3丁目 |
| 江南町 | 下富野1～5丁目 | 原町1～2丁目 |
| 大田町 | 城内 | 日明1～5丁目 |
| 大手町 | 城野団地 | 東篠崎1～3丁目 |
| 大畠1～3丁目 | 昭和町 | 東城野町 |
| 鍛冶町1～2丁目 | 白銀1～2丁目 | 東港1丁目 |
| 片野1～5丁目 | 白萩町 | 平松町 |
| 片野新町1～3丁目 | 神幸町 | 古船場町 |
| 金田1～3丁目 | 新高田1丁目 | 弁天町 |
| 上到津1～4丁目 | 親和町 | 真鶴1～2丁目 |
| 上富野1～5丁目 | 須賀町 | 緑ヶ丘1～3丁目 |
| 香春口1～2丁目 | 砂津1～3丁目 | 南丘1～2丁目 |
| 神岳1～2丁目 | 船頭町 | 三萩野1～3丁目 |
| 貴船町 | 船場町 | 都1～2丁目 |
| 木町1～4丁目 | 大門1～2丁目 | 室町1～3丁目 |
| 京町1～4丁目 | 高尾2丁目 | 明和町 |
| 清水1～4丁目 | 高浜1～2丁目 | 吉野町 |
| 霧ヶ丘1、3丁目 | 高坊1～2丁目 | 若富士町 |
| 金鶏町 | 高見台 | |

【小倉南区】

| | | |
|--------------|--------------|------------|
| 石田町 | 下南方1～2丁目 | 沼本町1～2、4丁目 |
| 石田南1、3丁目 | 城野1～4丁目 | 沼緑町1～5丁目 |
| 長行西1～5丁目 | 星和台1～2丁目 | 沼南町1～2丁目 |
| 長行東1～3丁目 | 大字高津尾 | 八幡町 |
| 上石田1～4丁目 | 高野1～4丁目 | 葉山町1～3丁目 |
| 上葛原1～2丁目 | 田原1～3丁目 | 春ヶ丘 |
| 上曾根3丁目 | 田原新町1～3丁目 | 東貫1～3丁目 |
| 上貫1～3丁目 | 津田1～4丁目 | 東水町 |
| 上吉田1～6丁目 | 津田新町1～4丁目 | 日の出町1～2丁目 |
| 蒲生1～5丁目 | 大字徳吉（※） | 富士見1～3丁目 |
| 企救丘1～6丁目 | 徳吉西1～3丁目 | 舞ヶ丘2～5丁目 |
| 北方1～5丁目 | 徳吉東1～2、4～5丁目 | 大字南方 |
| 朽網西1～2、4～6丁目 | 徳吉南1、3丁目 | 南方1～5丁目 |
| 朽網東1～3丁目 | 徳力1～7丁目 | 南若園町 |
| 葛原1、5丁目 | 徳力新町1～2丁目 | 守恒1～5丁目 |
| 葛原東1～5丁目 | 徳力団地 | 守恒本町1～3丁目 |
| 葛原本町1、4～6丁目 | 長尾1～2、4～6丁目 | 八重洲町 |
| 葛原元町1～2丁目 | 中曾根1～6丁目 | 山手1～3丁目 |
| 大字志井 | 中曾根東1丁目 | 湯川1、5丁目 |
| 志井1～6丁目 | 中貫1～2丁目 | 湯川新町1～4丁目 |
| 重住1～2丁目 | 中貫本町 | 大字横代 |
| 志徳1～2丁目 | 長野1～3丁目 | 横代北町1～5丁目 |
| 下石田1～3丁目 | 長野本町2丁目 | 横代東町1～3丁目 |
| 下城野1～3丁目 | 中吉田1～6丁目（※） | 横代南町2丁目 |
| 下曾根1～4丁目 | 西水町 | 大字吉田（※） |
| 下曾根新町 | 蜷田若園1～3丁目 | 若園1～5丁目 |
| 下貫1～4丁目 | 沼新町1～3丁目 | |

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住まい支援室 電話：093-582-2288）
にお問い合わせください。

【若松区】

| | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 青葉台西1～5丁目 | 向洋町 | 花野路1～3丁目 |
| 青葉台東1～2丁目 | 小敷ひびきの1～3丁目 | 浜町1～3丁目 |
| 青葉台南1～3丁目 | 桜町 | 大字払川 |
| 赤岩町 | 塩屋1～4丁目 | 原町 |
| 赤崎町 | 下原町 | 東小石町 |
| 赤島町 | 修多羅1～2丁目 | 東畑町 |
| 大字安瀬 | 高須北1～3丁目 | 東二島1～5丁目（※） |
| 今光1丁目 | 高須西1～2丁目 | ひびきの |
| 栄盛川町 | 高須東1～4丁目 | ひびきの北 |
| 老松1～2丁目 | 高須南1～4丁目 | ひびきの南1～2丁目 |
| 大井戸町 | 棚田町 | 深町1～2丁目 |
| 大字大鳥居 | 童子丸1～2丁目 | 藤ノ木1～3丁目 |
| 片山1～3丁目 | 大字頓田 | 二島1～6丁目 |
| 上原町 | 中川町 | 古前1丁目 |
| 鴨生田1～4丁目 | 波打町 | 本町1～3丁目 |
| 北浜1丁目 | 西小石町 | 南二島1丁目 |
| 響南町 | 西園町 | 宮丸1～2丁目 |
| くきのうみ中央 | 西天神町 | 用勺町 |
| 久岐の浜 | 白山1～2丁目 | 和田町 |
| 大字小石 | 大字畠田（※） | |
| 小石本村町 | 畠田1～3丁目 | |

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住まい支援室 電話：093-582-2288）
にお問い合わせください。

【八幡東区】

| | | |
|----------|-----------|----------|
| 荒生田1～3丁目 | 清田1～2丁目 | 中畑1丁目 |
| 石坪町 | 山路松尾町 | 西本町1～4丁目 |
| 祝町1～2丁目 | 山王1～2丁目 | 八王寺町 |
| 枝光1～2丁目 | 昭和1～3丁目 | 春の町1～5丁目 |
| 枝光本町 | 白川町 | 東田1～4丁目 |
| 大蔵1丁目 | 諏訪1丁目 | 日の出1丁目 |
| 尾倉1～3丁目 | 高見1～2、4丁目 | 平野1～3丁目 |
| 上本町1～2丁目 | 竹下町 | 前田1～3丁目 |
| 川淵町 | 茶屋町 | 松尾町 |
| 祇園1～4丁目 | 中央1～3丁目 | 宮の町1～2丁目 |
| 祇園原町 | 槻田2丁目 | 桃園1～4丁目 |

【八幡西区】

| | | |
|------------|--------------|------------|
| 相生町 | 光明1～2丁目 | 野面1～2丁目 |
| 青山1～3丁目 | 小鷺田町 | 則松1～7丁目 |
| 浅川町 | 小嶺1～3丁目 | 則松東1～2丁目 |
| 大字浅川(※) | 小嶺台1～4丁目 | 萩原1～3丁目 |
| 浅川1～2丁目 | 大字木屋瀬 | 馬場山 |
| 浅川学園台1～4丁目 | 木屋瀬1～5丁目 | 馬場山西 |
| 浅川台1～2丁目 | 木屋瀬東1～4丁目 | 馬場山東1～3丁目 |
| 浅川日の峯1～2丁目 | 大字金剛 | 馬場山緑 |
| 大字穴生 | 金剛1～3丁目 | 東石坂町 |
| 穴生1～4丁目 | 幸神1～4丁目 | 東王子町 |
| 池田1～3丁目 | 桜ヶ丘町 | 東折尾町 |
| 石坂1～3丁目 | 大字笹田 | 東神原町 |
| 泉ヶ浦1、3丁目 | さつき台1～2丁目 | 東鳴水1～3丁目 |
| 医生ヶ丘 | 里中1～3丁目 | 東浜町 |
| 市瀬1～2丁目 | 三ヶ森1～4丁目 | 東曲里町 |
| 岩崎2～4丁目 | 下上津役1～4丁目 | 引野1～3丁目 |
| 上の原1～4丁目 | 下上津役元町 | 藤田1～4丁目 |
| 永犬丸1～5丁目 | 下畑町 | 藤原1～4丁目 |
| 永犬丸西町2～3丁目 | 自由ヶ丘 | 船越1～3丁目 |
| 永犬丸東町1～3丁目 | 松寿山1～3丁目 | 舟町 |
| 永犬丸南町1～5丁目 | 陣原1～5丁目 | 別所町 |
| 大浦1～3丁目 | 陣山1～3丁目 | 北筑1～3丁目 |
| 大平1～3丁目 | 菅原町 | 星ヶ丘1～7丁目 |
| 大平台 | 瀬板1丁目～2丁目(※) | 堀川町 |
| 岡田町 | 星和町 | 大字本城 |
| 沖田1～5丁目 | 大膳1～2丁目 | 本城1～5丁目 |
| 御開1～5丁目 | 高江1～5丁目 | 本城学研台1～3丁目 |
| 折尾1～5丁目 | 鷹の巣1～3丁目 | 本城東1～6丁目 |
| 春日台1～6丁目 | 竹末1～2丁目 | 町上津役西1～4丁目 |
| 香月中央1～3丁目 | 田町1～2丁目 | 町上津役東1～3丁目 |
| 香月西1～4丁目 | 茶売町 | 的場町 |
| 上上津役1～5丁目 | 茶屋の原1～3丁目 | 真名子1～2丁目 |
| 岸の浦1～2丁目 | 千代1～5丁目 | 丸尾町 |
| 北鷹見町 | 千代ヶ崎1～3丁目 | 光貞台1～3丁目 |
| 吉祥寺町 | 筒井町 | 南王子町 |
| 貴船台 | 鉄王1～2丁目 | 南鷹見町 |
| 楠北1～3丁目 | 鉄竜1～2丁目 | 南八千代町 |
| 楠木1～2丁目 | 東筑1～2丁目 | 美原町 |
| 大字楠橋 | 塔野1、3丁目 | 棕枝1～2丁目 |
| 楠橋下方1～3丁目 | 友田1～3丁目 | 森下町 |
| 楠橋西1～2丁目 | 長崎町 | 屋敷1丁目 |
| 楠橋東2丁目 | 中須1～2丁目 | 八千代町 |
| 楠橋南1～3丁目 | 中の原1～3丁目 | 八枝1～5丁目 |
| 熊手1～3丁目 | 西王子町 | 山寺町 |
| 熊西1～2丁目 | 西折尾町 | 夕原町 |
| 黒崎1～5丁目 | 西神原町 | 養福寺町 |
| 黒崎城石 | 西鳴水1丁目 | 力丸町 |
| 皇后崎町 | 西曲里町 | 若葉1～3丁目 |
| 紅梅1～3丁目 | 大字野面 | 割子川1～2丁目 |

(※) 一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口(北九州市住まい支援室 電話:093-582-2288)にお問い合わせください。

【戸畑区】

| | | |
|---------|----------|----------|
| 旭町 | 正津町 | 初音町 |
| 浅生1～3丁目 | 新池1～3丁目 | 東大谷1、3丁目 |
| 一枝1～3丁目 | 新川町 | 東鞆ヶ谷町 |
| 沖台1～2丁目 | 菅原1～4丁目 | 福柳木1～2丁目 |
| 川代2丁目 | 仙水町 | 牧山1丁目 |
| 観音寺町 | 千防1～3丁目 | 牧山海岸 |
| 北鳥旗町 | 高峰1丁目 | 牧山新町 |
| 銀座1～2丁目 | 土取町 | 丸町1丁目 |
| 小芝1～3丁目 | 天神1～2丁目 | 南鳥旗町 |
| 幸町 | 天籟寺1～2丁目 | 明治町 |
| 境川1～2丁目 | 中原西1～3丁目 | 元宮町 |
| 沢見1～2丁目 | 中原東1～4丁目 | 夜宮1～3丁目 |
| 三六町 | 中本町 | |
| 汐井町 | 西鞆ヶ谷町 | |